

# 令和 8 年度 大阪府共同募金会助成申請要項 (令和 9 年度実施事業対象)



補助金・助成金などのご案内は随時本会ホームページで  
お知らせしています。

<https://akaihane-osaka.or.jp>

**社会福祉法人 大阪府共同募金会**

## (目 次)

■助成申請されるみなさまへ	
■大阪府共同募金会が取り扱う助成金のご案内(令和8年度申請) .....	1
■共同募金の助成申請から助成決定、事業完了までのながれ.....	2～ 3
・助成申請要項 (社会福祉施設 (保育所を含む)) .....	4～ 7
・    〃          (社会福祉団体) .....	8～ 9
・    〃          (社会福祉協議会) .....	10

**【註】 1～3 ページの内容は、全ての申請者に共通ですので、必ずお読みください。  
4 ページ以降は、該当するページをご覧ください。**

### (様式集)

(様式 1) (社会福祉施設用) 共同募金助成申請書 (施設整備費) .....	12～20
(様式 2) 車両申請に係る資料.....	21
(様式 3) (社会福祉施設用) 共同募金助成申請書 (施設事業費) .....	22～26
(様式 4) (社会福祉団体用) 共同募金助成申請書 (事業費) .....	27～31
(様式 5) (社会福祉協議会用) 共同募金助成申請書.....	32
(様式 6) 助成申請に係る参考資料.....	33
■大阪府共同募金会 地区募金会一覧.....	34

## 助成申請されるみなさまへ

共同募金は、発足以来、府民の皆さまや多数のボランティアのあたたかい支援と協力をささえられています。寄せられた募金は、地域の福祉事業や様々な社会福祉施設の整備事業、ボランティア団体支援などに有効に活用され、大阪の民間社会福祉事業の発展を資金面から応援しています。また、国内で大きな災害が発生した時は、都道府県域を超えて、被災した方々を助ける活動の支援も行っています。

10月から実施する80回目の赤い羽根共同募金運動に先立ち、大阪府内の福祉ニーズを把握するため、令和8年5月1日(金)から20日(水)までの期間に助成申請を受付けいたします。

今年の助成申請につきましては、中央共同募金会の『全国共通助成テーマ』である「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を助成テーマとして引き続き、先進的なとりくみを支援していきます。

また、地域福祉の推進のため、『重点助成分野』として、次のような活動を重点的に応援していきます。

- 「誰をも受け入れ誰もが参加できる地域づくり」(障がいがある人たちの地域就労への支援など)
- 「健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり」(高齢者の孤立を防ぐ活動への支援など)
- 「生きづらさを抱える子ども・若者とその家族への支援」
- 「災害ボランティア活動・防災・減災活動への支援」
- 「生活に困難を抱える人たちへの緊急支援」

助成を希望されるみなさまには、共同募金運動の趣旨を充分ご理解いただき、府民へ成果を公表し、共感を得るのに有効な事業計画を立案され、申請いただきますよう願っています。

### 社会福祉法人大阪府共同募金会

〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54

大阪社会福祉指導センター内

【お問い合わせ】

TEL 06-6762-8717

FAX 06-6762-8718

メール ai-kibou@akaihane-osaka.or.jp

<大阪府共同募金会事務局まで>

## 大阪府共同募金会が取り扱う助成金のご案内（令和8年度申請）

助成金の種類	申請時期
<p>1. 赤い羽根共同募金助成金 令和8年10月1日～翌年3月31日の6ヶ月間に募金運動を行い(令和8年10月から12月までは「一般募金」、令和9年1月～3月までは「テーマ型募金」)、令和9年度に助成します。</p>	<p>申請受付： 令和8年5月1日～20日</p>
<p>2. NHK歳末たすけあい助成金 令和8年12月1日～25日の間に募金運動を行い、令和9年度に助成します。</p>	<p>同上</p>
<p>3. 地域歳末たすけあい助成金 共同募金の一環として地域の歳末事業のために行うもので、令和8年12月1日～12月31日の間に募金運動を行い、令和8年度助成及び、翌年度に助成します。 (助成は各地区募金会が担当します。)</p>	<p>同上</p>
<p>4. その他寄託される寄付金助成金 募金期間以外に寄託される寄付金は、指定用途に沿って助成します。</p>	<p>随時</p>
<p>5. 緊急配分金 突発的な事情により緊急な支援が必要な場合、年度途中でも緊急配分を行いません。</p>	<p>年間いつでも相談ください。</p>
<p>6. 推薦業務をおこなう助成金 ○公益財団法人中央競馬<sup>うまめし</sup>馬主社会福祉財団助成金 馬主の方々が競馬賞金の一部を自発的に拠出し、社会福祉に貢献するもので、大阪府共同募金会では、公募と助成金推薦業務を行います。</p>	<p>申請受付： 令和9年3月1日～31日 (令和9年度に助成します。)</p>

(註) 1, 2は、本年5月の「大阪府共同募金助成申請」により共通で受付け、事業内容等により本会で調整します。

上記以外にも「河原林富美福祉基金助成金」(当年度助成)などの助成がありますので、随時、本会ホームページなどをご参照ください。

## 共同募金の助成申請から助成決定、事業完了までのながれ

まず、ホームページで「共同募金運動」への理解を深めてください。  
URL <https://akaihane-osaka.or.jp> (本会ホームページはリンクフリーです。)  
とくに「赤い羽根データベースはねっと」で助成状況をご覧ください。  
助成事業はすべて「はねっと」で公表されます。  
「はねっと」は、ホームページ「赤い羽根おおさか」からアクセスできます。

### 1. 助成申請

- 申請対象となる事業は、令和9年度事業(令和9年4月から翌年3月までに実施する事業)です。リース、ローン、クレジット、レンタルでの購入事業は対象外です。
- 受付期間 令和8年5月1日(金)～5月20日(水)
- 提出先 地区募金会又は大阪府共同募金会(以下、「本会」という。) 社会福祉施設は地区募金会で受付、社会福祉団体は本会で受け付けます。

◎申請にあたっては、必要性・緊急性・資金計画などを十分検討のうえ、申請してください。

◎募金実績によっては、ご要望に沿えないことがあります。

◎施設・団体により助成対象事業など申請内容が異なります。

詳しくは、以下の施設・団体別「助成申請要項」を参照してください。

○社会福祉施設(保育所を含む) ○社会福祉団体 ○社会福祉協議会

(註)既に本年3月に本会が取り扱う「令和8年度中央競馬馬主社会福祉財団助成金」への申請を行っている施設は、共同募金会へ重複して申請できませんので、ご注意ください。

- 申請用紙 所定の様式(12～33頁)をコピーして使用してください。  
書類の規格：A4版、左綴じ(規格外はA4版に折り込んでください)

### 2. 助成予定

受付けた助成申請は、7月上旬開催の配分委員会で、事業の必要性、緊急性等を十分審議し、助成予定案を策定します。そのため、必要に応じ本会及び地区募金会による実地調査を行います。

### 3. 助成決定

- 令和8年10月から実施の共同募金を助成原資として、助成案を配分委員会で承認し、理事会、評議員会の議決を経て、翌年(令和9年)3月末に決定します。
- 結果通知は、助成申請提出先から申請者あて令和9年4月上旬に通知します。

### 4. 事業の実施年度【令和9年度事業】

- 令和9年度助成金(令和8年度募金による)決定通知受領後(令和9年4月上旬)から事業を実施し、翌年(令和10年)3月31日までに事業を完了してください。
- 完了できない場合、あるいは、助成金決定通知受領前に事業を実施した場合は、助成金の決定を取消します。

## 5. 助成金の交付請求

- 助成金の決定を受けた社会福祉事業経営者は、「助成金交付請求書」（添付書類を含む）を助成申請提出先へ提出してください。
- 交付請求時期は、社会福祉施設整備費助成は当該事業実施後、その他は随時。

## 6. 事業の確認調査

社会福祉施設整備費助成については、本会が事業実施の实地確認調査又は書面調査を行います。

## 7. 助成金の交付

助成金の交付については、社会福祉施設整備費助成は事業実施確認調査後、その他は助成金交付請求書提出後、銀行振込で行います。

（交付日は、令和9年5月以降の毎月10日頃あるいは25日頃）

## 8. 公表と明示

助成金による事業の成果は下記の方法等により、募金協力者である地域住民に必ず公表し、共同募金の使途への理解を深めるよう努めてください。

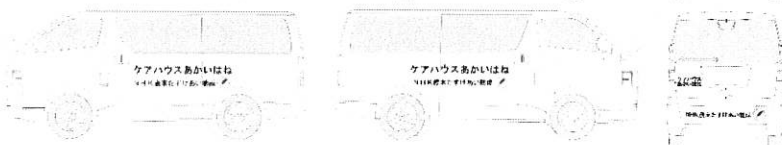
- ① 助成金が決定したことを役員・評議員に報告する。（理事会・評議員会（または、役員会・総会）で報告する場合は、議事録に明記する。）助成金事業完了後は、理事会・評議員会（または、役員会・総会）で報告し、議事録に明記するとともに、当該年度の事業報告書及び決算書に明記する。
- ② 各施設、社会福祉協議会、団体の掲示板に掲示報告する。  
広報誌、機関紙に掲載する。
- ③ 助成金による事業実施の際、助成金による事業であることを標示する。  
助成金により制作した資料や印刷物に助成事業であることを明記する。
- ④ 取得物件に「助成シール」（本会から配布）を貼付する。
- ⑤ 車両・テント等には、「赤い羽根共同募金助成」または「NHK歳末たすけあい助成」等、本会指定の文字と赤い羽根のロゴマークを明記する。  
車両の場合は、車体の両側面及び後部の3ヶ所に明記する。

【車両への明示】

【共同募金助成の場合】



【NHK歳末たすけあい助成の場合】



## 9. 事業の完了報告

助成金による事業を完了したときは、事業成果のわかる資料・広報紙・写真などを添付のうえ、「事業完了報告書」をすみやかに提出してください。（提出先は交付請求先と同じ）また、当該年度の決算書を決算承認後、本会宛1部提出する。

## 10. その他

- ① 提出いただく書類は、助成金申請受付事務・助成金審査・助成金交付事務・公表状況把握並びに助成事業の確認など助成事業に利用し、公表する場合がありますが、個人に関わる情報は公表しません。
- ② 調査指導部会による助成金活用状況等の調査  
毎年、11月に本会定款40条に基づく調査指導部会委員等により、助成金による事業実施状況・助成効果・地域住民への公表についての現地訪問・調査・指導を行い、公募参加者による「助成金事業現地訪問」事業と合同実施します。
- ③ 共同募金運動へのご協力をお願い  
共同募金運動は、大阪府内の住民・会社等が協力参加し、募金を集める運動です。申請を計画の施設・団体等の役職員、保護者の方々などへの募金協力をお願い、共同募金協力型自動販売機の設置など運動の推進にご支援をお願いします。

## 助成申請要項（社会福祉施設（保育所を含む））

- 今年の助成申請につきましては、中央共同募金会の『全国共通助成テーマ』である「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を助成テーマとして引き続き、先進的なとりくみを支援していきます。  
また、地域福祉の推進のため、『重点助成分野』として、次のような活動を重点的に応援していきます。
  - 「誰をも受け入れ誰もが参加できる地域づくり」（障がいがある人たちの地域就労への支援など）
  - 「健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり」（高齢者の孤立を防ぐ活動への支援など）
  - 「生きづらさを抱える子ども・若者とその家族への支援」
  - 「災害ボランティア活動・防災・減災活動への支援」
  - 「生活に困難を抱える人たちへの緊急支援」
- この助成申請は、令和8年10月から実施する共同募金を原資とする助成金により、翌年度（令和9年4月～翌年3月）に下記の助成対象事業を実施する計画のある社会福祉施設についての申請を受け付けるものです。  
助成申請内容は、社会福祉施設利用者の直接的な処遇向上をはじめ地域住民の福祉向上などに寄与し、共同募金運動の趣旨にふさわしいものであること。
- この要項において、社会福祉施設とは、社会福祉法にいう第1種もしくは第2種社会福祉事業を実施する施設（※）または事業所並びに更生保護事業法に定める更生保護施設をいいます。また、助成対象者は社会福祉施設を経営する者としてします。  
※保育所は、「保育所」から移行した「幼保連携型認定こども園」「保育所型認定こども園」を含みます。
- 医療法人、営利を目的とする株式会社などの企業が行う事業は、第2種社会福祉事業であっても対象になりません。なお、公益認定を受けていない一般社団法人・一般財団法人であっても非営利型法人は助成対象とします。
- 介護保険制度にかかる施設及び居宅サービス事業にかかる施設等介護保険事業並びに公設民営（指定管理者制度によるものを含む）施設は対象になりません。
- 他の団体からの助成による財源の充当が見込まれる事業は対象になりません。ただし、経費の明確な区分が行われることを条件に、公的な補助や他の団体からの助成を受けていても助成対象とする場合もあります。
- 助成申請の期限までに原則として満1年以上の良好な事業実績を有する社会福祉施設であることが必要です。
- 過去3年間（令和6年度から令和8年度）に共同募金及びNHK歳末たすけあい助成金を受けた社会福祉施設、また、令和9年度の社会福祉充実計画がある法人が運営する社会福祉施設は、申請することはできません。ただし、5頁の1.助成対象事業の(2)社会福祉施設入所者支援事業費及び(株)FRAGRANCY、関西遊技機商業協同組合からの共同募金寄付金による助成は、この限りではありません。
- 募金実績によっては、ご要望に沿えないことがありますので、ご了承ください。
- その他の留意事項
  - (1)助成申請内容は、緊急性・必要性が明確な事業で、適切な資金計画を有していること。
  - (2)申請施設を含むその法人全体の財務状況を勘案し、資金的に余裕のない法人やその施設を優先します。

- (3) ①助成歴のない社会福祉施設（過去の助成歴を勘案）  
②助成金総額、助成回数の少ない社会福祉施設  
の順で優先順位とします。
- (4) 法人が運営する施設毎に助成申請することができます。ただし、同一会計区分（事業所番号）  
に属する施設は、1施設として扱います。
- (5) 原則、申請事業は1社会福祉施設につき1事業に限ります。

## 1. 助成対象事業（(1)(2)又は(2)(3)のいずれか）

### (1) 社会福祉施設整備費

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」及び「建築基準法（建基法）」の改正法が令和7年4月1日に施行となり、改正法に基づく手続きをしていない場合は違法となります。このため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」及び「建築基準法（建基法）」に適合した工事が対象となります。

①法人の資産として登記された社会福祉施設の増改築、改修、改造、補修等の整備

②設備、備品、車両（保育所は対象外）の新規購入、更新等の整備

（但し、新品で5年以上管理できるもの。消耗品に類するものは対象外となります。）

※車両及びパソコン・プリンター・デジタルカメラは、本会が示す助成基準によります。（「車両申請時の留意事項」（6～7頁）「パソコン・プリンター・デジタルカメラ申請時の留意事項」（7頁）参照）

### (2) 社会福祉施設入居者支援事業費

（対象となる施設及び事業）

- ・「母子生活支援施設」並びに「更生保護施設」入居者のための年末・年始交流行事等の事業（現金給付は不可）
- ・「児童入所施設」在籍者の小学校、中学校、高等学校（訓練施設等も含む）へ入・進学する児童、生徒の入・進学準備品（学校生活に必要な学用品や物品）の購入事業（現金支給は不可）

なお、本事業については、他の事業申請とは異なり、毎年助成申請することができます。また、(1)または(3)の要望があれば、いずれかを同時に申請することができます。

(3) 制度的に定着するに至っていない事業や、先駆的・開拓的な事業で本会が認めるもの

## 2. 助成申請額

### (1) 社会福祉施設整備費

助成金は、事業費総額の4分の3以内（千円未満切捨て）とし、助成金の上限を180万円、保育所は90万円とします。

車両及びパソコン・プリンター・デジタルカメラは、本会が定める基準単価を適用します。リース、ローン、クレジット、レンタルでの事業は、対象外です。

### (2) 社会福祉施設入居者支援事業費

- ・「母子生活支援施設」並びに「更生保護施設」入居者のための年末・年始交流行事等の事業  
母子生活支援施設：令和9年12月の在籍予定世帯数×5千円  
更生保護施設：令和9年12月の在籍予定者数×3千円
- ・「児童入所施設」在籍者の小学校、中学校、高等学校（訓練施設等も含む）へ入・進学する児童、生徒の入・進学準備品（学校生活に必要な学用品や物品）の購入事業  
令和10年4月の小学校、中学校への入・進学予定者数×5千円  
令和10年4月の高等学校（訓練施設等も含む）への入学予定者数×12千円

(3) 制度的に定着するに至っていない事業や先駆的・開拓的な事業は、本会が認めた額とします。

※事業費総額の4分の1以上の自己負担が必要です。

### 3. 申請期間・申請方法・提出先

- (1) 申請期間 令和8年5月1日(金)～5月20日(水)
- (2) 申請方法 上記、「1. 助成対象事業」の(1)の場合は「様式1」、(2)または(3)の場合は「様式3」を使用)により作成し、申請書1部(添付書類を含む)とコピー1部、計2部を提出してください。なお、申請書には、代表者印の押印は不要です。  
※提出書類不備の場合は、審査対象外となります。
- (3) 提出先 社会福祉施設が所在する地区募金会  
(「大阪府共同募金会地区募金会一覧」34頁参照)へ提出してください。

### 4. 添付書類

上記、「1. 助成対象事業」の(1)の場合は、「(様式1)(社会福祉施設用)共同募金助成申請書(施設整備費)」の20頁、(2)または(3)の場合は、「(様式3)(社会福祉施設用)共同募金助成申請書(事業費)」の26頁の「添付書類一覧表」をご参照ください。

### 5. 申請内容の変更

助成申請書を提出した後、万一事業内容に変更が生じたときは、本会に連絡の上、その理由を明記した「変更理由書」(様式自由)並びに見積書等の添付書類を添え、変更後の内容を記入した「変更助成申請書」(申請事業により、「様式1」または「様式3」を使用)を作成し、申請書(添付書類を含む)とコピー1部、計2部を令和8年11月27日(金)までに地区募金会に再提出してください。(助成決定後の変更は認めません(決定取消しになります)のでご注意ください。)

### 6. 共同募金以外の助成金等との関連

次の助成金等が決定したときは、原則として本会が推薦した当該年度は、共同募金の助成対象としません。

- (1) 中央競馬馬主社会福祉財団助成金
- (2) その他本会が扱う寄付金助成金

### 車両申請時の留意事項 (保育所は対象外)

■新車のみを対象とし、申請は次の3つの場合に限る。



#### 1. 更新の場合

購入後、助成申請受付期間中に10年を経過または走行距離10万km以上の老朽による車両更新が対象。

条件に満たない場合は、更新を必要とする理由を理由書(様式自由)に記入し、その参考になる資料を添付して提出。

#### 2. 法人全社会福祉施設に所有車両がない場合

#### 3. 増車の場合

新規事業の開始・定員増・利用者の増など、増車を必要とする理由を理由書(様式自由)に記入し、その参考になる資料を添付して提出。

※以上のいずれかに該当する場合のみ、「車両申請に係る資料」(様式2)を添付して申請できる。

■車両の種類及び基準単価は次頁によるものとし、助成申請額は①「基準単価」と②車両本体価格と本会指定の明示に係る経費(3頁の「8.公表と明示」参照)を合算した金額から、それに係る値引き及び下取り価格を差引いた額(消費税含む)を算出し、①と②を比較して、金額が低い方の4分の3以内(千円未満切捨て)とし、180万円を上限とする。

	種類	特別装備	排気量クラス(cc) (※)	基準単価 (千円)
福祉車両	移送車Ⅰ	車いす仕様 (スロープ式)	660以下(軽)	1,500
			661～1500	2,100
			1501～3000	設定しません
	移送車Ⅱ	車いす仕様 (リフト式)	1500～3000	設定しません
その他の車両	移送車Ⅲ	「助手席リフトアップ」 又は 「セカンドシートリフトアップ」 のいずれかの装備	1500以下 (軽を含む)	1,800
			1501～2000	設定しません
	移送車Ⅳ	特別装備の有無を問わない	660以下(軽)	1,200
			661～1500	1,500
			1501～2000	2,100
		2001以上	設定しません	

※ハイブリッド車、電気自動車については、車格(寸法、駆動方式、性能、定員等)により同等の「排気量クラス(cc)」を選択してください。

#### (ア) 移送車Ⅰ・Ⅱ

社会福祉施設を有する法人が、当該社会福祉施設の入所者、社会福祉施設利用者の移送のために使用する車両とし、特別装備として下記のいずれかを有する車両とする。

- ・車いす仕様(スロープ式)(車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗降できる装備)
- ・車いす仕様(リフト式)(車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗降できる装備)

#### (イ) 移送車Ⅲ

社会福祉施設を有する法人が、当該社会福祉施設の入所者、社会福祉施設利用者の移送のために使用する車両とし、特別装備として下記のいずれかを有する車両とする。

- ・助手席リフトアップ(助手席が車両の外側に回転し、低い位置まで下がる装備)
- ・セカンドシートリフトアップ(前方から2列目の座席が車両の外側に回転し、低い位置まで下がる装備)

#### (ウ) 移送車Ⅳ

社会福祉施設を有する法人が、当該社会福祉施設の入所者、社会福祉施設利用者の移送のために使用する車両、または授産事業用搬送車両とする。特別装備の有無を問わない。

#### ■申請車両の条件

- ①新車のみを対象。
- ②移送車Ⅰ・Ⅱは、身体障がい児・者対応とし、税金(自動車税種別割、自動車税(軽自動車税)環境性能割、消費税)が減免となる車両とする。
- ③助成車両には、本会指定の明示を、指定された方法で表示しなければならない。

## パソコン・プリンター・デジタルカメラの申請時の留意事項

■基準単価は下記によるものとし、助成申請額は「基準単価」と「見積価格」を比較して、価格が低い方の4分の3以内(千円未満切捨て)とする。

種類	基準単価(千円)
パソコン	100(設置料及び設定料は対象外)
プリンター	20(設置料及び設定料は対象外)
デジタルカメラ	20

## 助成申請要項（社会福祉団体）

■今年の助成申請につきましては、中央共同募金会の『全国共通助成テーマ』である「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を助成テーマとして引き続き、先進的なとりくみを支援していきます。

また、地域福祉の推進のため、『重点助成分野』として、次のような活動を重点的に応援していきます。

- 「誰をも受け入れ誰もが参加できる地域づくり」(障がいがある人たちの地域就労への支援など)
- 「健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり」(高齢者の孤立を防ぐ活動への支援など)
- 「生きづらさを抱える子ども・若者とその家族への支援」
- 「災害ボランティア活動・防災・減災活動への支援」
- 「生活に困難を抱える人たちへの緊急支援」

■この助成申請は、令和8年10月から実施する共同募金の助成金により、令和9年4月～翌年3月までに下記の助成対象事業を実施する計画のある社会福祉団体について申請を受付けるものです。助成申請内容は、共同募金運動の趣旨にふさわしいものであることが必要です。

■この要項において、助成の対象となる社会福祉団体は、

- (1)助成申請の期限までに、原則として3年以上の良好な事業実績を有する社会福祉を目的とした事業を行なう団体で、法人格があり、かつ大阪府全域を対象として活動を行っている団体及びそれに準ずる団体で本会が認めるもの
- (2)上記(1)に該当せず、大阪府全域を対象に社会福祉を目的として活動する非営利市民活動団体
- (3)難病関係団体など自助団体ではあるが、社会的視野に立った公益性のある活動を行う団体

■介護保険制度にかかわる事業及び医療法人、営利を目的とする株式会社などの企業が行う事業、また、社会福祉充実計画がある団体は、助成対象となりません。なお、公益認定を受けていない一般社団法人・一般財団法人であっても非営利型法人は助成対象とします。

■他の団体からの助成による財源の充当が見込まれる事業は対象になりません。ただし、経費の明確な区分が行われることを条件に、公的な補助や他の団体からの助成を受けていても助成対象とする場合もあります。

■募金実績によっては、ご要望に沿えないことがありますので、ご了承ください。

■その他の留意事項

- (1)助成申請内容は、緊急性・必要性が明確な事業で、適切な資金計画を有していること。
- (2)申請団体の財務状況を勘案し、資金的に余裕のない団体を優先します。

### 1. 助成対象事業

上記に記載の助成対象となる団体が共同募金助成金を活用して行なう福祉事業

- 府民に成果の公表ができる具体の事業計画のあるもの
- 大阪府全域を対象とする事業及びそれに準ずる事業であり、会員のみを対象とする事業は対象外
- 原則、申請事業は2事業以内に限りませす。
- 継続申請は5年程度を目処にサンセット方式（助成期間限定方式）をとることがあります。
- 事業費助成を原則としますが、事業に必要な備品、器具、什器、消耗品についての申請がある場合は、事前にご相談ください。車両は対象外とします。

## 2. 助成申請額

助成金は、事業費総額の4分の3以内（千円未満切捨て）とし、助成金の上限を180万円とします。

## 3. 申請期間・申請方法・提出先

- (1) 申請期間 令和8年5月1日(金)～5月20日(水)  
(2) 申請方法 共同募金助成申請書(事業費)(様式4)により作成し、1部(添付書類を含む)を提出してください。  
なお、申請書には、代表者印の押印は不要です。  
※提出書類不備の場合は、審査対象外となります。

- (3) 提出先 大阪府共同募金会事務局  
〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54  
大阪社会福祉指導センター内  
社会福祉法人大阪府共同募金会事務局あて

## 4. 添付書類

「(様式4)(社会福祉団体用)共同募金助成申請書(事業費)」の「添付書類一覧表」(31頁)をご参照ください。

## 5. 申請内容の変更

助成申請書を提出した後、万一事業内容に変更が生じたときは、令和8年11月27日(金)までに本会に連絡のうえ指示を受けてください。(助成決定後の変更は認めません(決定取消しになります)ので注意ください。)

# 助成申請要項 (社会福祉協議会)

■今年の助成申請につきましては、中央共同募金会の『全国共通助成テーマ』である「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を助成テーマとして引き続き、先進的などりくみを支援していきます。

また、地域福祉の推進のため、『重点助成分野』として、次のような活動を重点的に応援していきます。

- 「誰をも受け入れ誰もが参加できる地域づくり」(障がいのある人たちの地域就労への支援など)
- 「健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり」(高齢者の孤立を防ぐ活動への支援など)
- 「生きづらさを抱える子ども・若者とその家族への支援」
- 「災害ボランティア活動・防災・減災活動への支援」
- 「生活に困難を抱える人たちへの緊急支援」

■令和9年度に実施する事業が対象です。

■介護保険制度にかかわる事業は、助成対象となりません。

■この助成申請は、令和8年10月から実施する共同募金の各市区町村の「地域福祉目標額」「歳末たすけあい目標額」を設定する基礎となる大切なものです。

地元地区募金会と助成申請について十分な打ち合わせを行ったうえ、申請書を提出してください。

■なお、「地域歳末たすけあい」による助成金事業についても「はねっと」の明細入力をお願いしておりますが、この分についても申請書を提出していただきますので、「共同募金」と「地域歳末たすけあい」あわせて年間使途計画を検討していただき、それぞれについて記入した申請書を提出してください。

## 1. 助成対象事業

○共同募金による事業・歳末たすけあいによる事業

市・区・町・村を単位とする社会福祉協議会の地域福祉活動事業費で、共同募金助成金による事業として、小地域福祉、福祉教育、ボランティア活動支援、地域から孤立をなくす事業など特に公益性の高い事業など、住民にその活用及び成果が示せる事業の使途計画、資金計画を立案してください。

なお、歳末たすけあい事業については、共同募金による事業と輻輳しないよう、歳末時期における事業に重点を置き、計画を立案してください。

## 2. 申請期間・申請方法・提出先

(1)申請期間 令和8年5月1日(金)～5月20日(水)

(2)申請方法 共同募金助成申請書(様式5)を作成し、申請書1部(添付書類を含む)とコピー1部、計2部を提出してください。

なお、申請書には、代表者印の押印は不要です。

(3)提出先 社会福祉協議会が所在する地区募金会(「大阪府共同募金会地区募金会一覧」34頁参照)

## 3. 添付書類

①令和8年度事業計画・予算書

②令和7年度事業報告書・決算書(出来次第で可)

## 4. その他

申請書には、事業分類毎の計を記入いただきますが、その根拠となる額は、赤い羽根データベース『はねっと』『令和8年度助成金事業計画明細』への入力額によります。

※「はねっと」の入力締切日は、令和8年5月20日(水)です。

## (様式集)

(様式1) (社会福祉施設用) 共同募金助成申請書 (施設整備費)	・・・12～20
(様式2) 車両申請に係る資料	・・・21
(様式3) (社会福祉施設用) 共同募金助成申請書(施設事業費)	・・・22～26
(様式4) (社会福祉団体用) 共同募金助成申請書 (事業費)	・・・27～31
(様式5) (社会福祉協議会用) 共同募金助成申請書	・・・32
(様式6) 助成申請に係る参考資料	・・・33
■大阪府共同募金会 地区募金会一覧	・・・34

(社会福祉施設用)

令和8年度(令和9年度実施事業対象)  
共同募金助成申請書(施設整備費)

提出日: 令和8年5月 日

社会福祉法人大阪府共同募金会会長 様

法人の概要						
フリガナ				註) 一般社団法人・一般財団法人の場合、非営利型法人でなければ申請することができません。		
法人名						
フリガナ						
代表者 役職・氏名						
所在地	〒	TEL				
		FAX				
		メール				
設立年月日 (和暦)	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日					
法人の全事業の 種類・名称・職員数						
助成事業を実施する施設						
フリガナ				職員数	利用者 定員	利用者 現在員
施設名				名	名	名
フリガナ						
施設代表者の 役職・氏名						
施設の種類			設立年月日 (和暦)	年 月 日		
前身の施設の 名称と種類	(施設名)	(種類)	設立年月日 (和暦)	年 月 日		
フリガナ 施設の所在地	〒	TEL				
		FAX				
		メール				

この助成要望書に係る担当者	役職名								
	ふりがな								
	氏名								
	TEL								
	FAX								
	メール								
助成を受けて行う事業名称	簡潔に（例、「福祉車両の購入(更新)」、「屋根の修繕工事」等） 註) 工事や工事を伴う事業は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」及び「建築基準法（建基法）」に適合した工事が対象となります。							助成金使途分類（○印） ア 車両購入（更新・新規・増車） イ 備品購入（更新・新規・増設） ウ 施設の増改築、改修、改造、補修等 エ その他	
	事業実施予定（和暦）	令和 年 月 （令和9年4月～翌年3月までの期間内で記入）							
①事業費総額								円	* 税込みで記入してください。
②助成申請額					0	0	0	円	* 助成申請要項の4～7頁を参照 * 事業費総額の4分の3以内（千円未満切り捨て）、上限を180万円、保育所は90万円です。 注) 募金実績によっては、ご要望に沿えないことがありますので、ご了承ください。
① - ②自己資金								円	* 手持資金を記入してください。 注) 他の団体からの助成による財源の充当が見込まれる事業は対象になりません。ただし、経費の明確な区分が行われることを条件に、公的な補助や他の団体からの助成を受けていても助成対象とする場合もあります。

1 助成を要望する事業について

(1) 助成を受けて行う事業	具体的 内 容			
	対 象 者		対象者の分類	ア. 高齢者 イ. 障がい児・者 ウ. 児童・青少年 エ. その他( )
	利用頻度	助成金事業の1日あたりの利用者数 _____名 ×年間利用日数 _____日 ＝助成金事業の年間総利用者数 ( _____名)		
(2) 要 望 理 由	現 状			
	どのように 改善したい のか			
	助成申請事 業の期待さ れる効果			

2 助成要望機材等について（設備・備品・車両設置の場合）

品名（型番等）	数量	単価	金額（購入予定額）	備考
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
合計			円	

※購入品の商品カタログ、1社の見積書を添付してください。

設備・備品・車両の選定理由	
設置・保管場所（設置・保管場所が確認できる図面を添付してください）	管理責任者

<設備・備品の場合は(1)、車両の場合は(2)を使用してください。>

3 (1) 現状写真 現在使用している**設備・備品 (更新の場合)**

設備・備品名			
導入(購入)年月 (和暦)	年 月 (使用年数: 年 ヶ月)	現在の所有台数	台
現在の状態  単に「経年劣化」ではなく、現在の状態、具体的な症状、不具合の状況を詳しく記入してください。			
<写真貼付>			

### 3 (2) 現状写真 現在使用している車両（更新の場合）

※入手方法欄には、「購入」「リース」の別のほか、助成を受けた団体等を記入してください。

車種名	排気量(cc)	総乗車定員	車椅子定員	導入(購入)年月 (和暦)	走行距離 (km)	※入手方法
				年 月		
現在の状態  単に「経年劣化」ではなく、現在の状態、具体的な症状、不具合の状況を詳しく記入してください。						
<写真貼付>						

※更新車両を含め、法人が保有するその他の車両については、(様式2)《車両申請に係る資料》を作成し添付してください。

#### 4 現状写真 増改築、改修、改造、補修等

事業名	
使用開始年月 (和暦)	年 月 (経過年数: 年 ヶ月)
現在の状態  単に「経年劣化」ではなく、現在の状態、具体的な症状、不具合の状況を詳しく記入してください。	
<写真貼付>	

(地区募金会使用書類)

令和8年5月 日

## 推 薦 書

上記の申請者は共同募金の助成対象者として適当なものと認められますのでこの申請を受理されるよう推薦いたします。

\_\_\_\_\_ 地区募金会

会長 \_\_\_\_\_

(代表者印の押印は不要です。)

## 添付書類一覧表

添付した書類には下表の番号を記載したインデックスを付してください。

添付した書類は、□に✓を記入し、添付がない場合は、□に斜線を入れてください。	
申請法人に関する書類	<input type="checkbox"/> 1 定款又は寄付行為（法人の最新のもの）
	<input type="checkbox"/> 2 令和8年度 事業計画書・予算書（法人全体）
	<input type="checkbox"/> 3 令和7年度 資金収支計算書・事業活動計算書（法人全体）
	<input type="checkbox"/> 4 令和7年度 貸借対照表・財産目録（法人全体）
	<input type="checkbox"/> 5 令和7年度 事業報告書（法人全体）
	<input type="checkbox"/> 6 （様式6）助成申請に係る参考資料
	<input type="checkbox"/> 7 施設案内（事業内容、規模、地図等が記載されたもの） （ホームページをプリントアウトしたものでも可）
	<input type="checkbox"/> 8 上記3～6は、令和8年____月____日に提出します。
□ 設備・備品 添付書類	<input type="checkbox"/> 9 見積書（申請時は、1社で可）（日付・宛先・定価・値引き・消費税が明記されたもの）
	<input type="checkbox"/> 10 申請する購入設備・備品の詳細がわかるパンフレット、カタログ（価格表を含む）（付せん・印を記入してください）
	<input type="checkbox"/> 11 設置・保管場所がわかる図面（配置図・平面図）
	<input type="checkbox"/> 12 資機材、備品の設置に簡易な改修、改造、補修等工事が伴う場合は、登記簿謄本の写し
□ 車両 添付書類	<input type="checkbox"/> 13 （様式2）車両申請に係る資料
	<input type="checkbox"/> 14 見積書（申請時は、1社で可）（日付・宛先・定価・値引き・消費税が明記されたもの）
	<input type="checkbox"/> 15 申請する購入車両の詳細がわかるパンフレット、カタログ（価格表を含む）（付せん・印を記入してください）
□ 施設増改築、改修、改造、補修 添付書類	<input type="checkbox"/> 16 見積書（申請時は、1社で可）
	<input type="checkbox"/> 17 申請する事業の資材の詳細がわかるパンフレット、カタログ（価格表を含む）（付せん・印を記入してください）
	<input type="checkbox"/> 18 事業内容がわかる図面（配置図・平面図）
	<input type="checkbox"/> 19 登記簿謄本の写し
地区募金会使用書類	<input type="checkbox"/> 20 推薦書（何も記入せず、必ず添付してください）
添付書類は、番号順に重ね、本状を添付書類の上に添えて、左側を紐で綴じてください。	



(社会福祉施設用)

令和8年度(令和9年度実施事業対象)  
共同募金助成申請書(施設事業費)

提出日: 令和8年5月 日

社会福祉法人大阪府共同募金会会長 様

法人の概要				
フリガナ				註) 一般社団法人・一般財団法人の場合、非営利型法人でなければ申請することができません。
法人名				
フリガナ				
代表者 役職・氏名				
所在地	〒	TEL		
		FAX		
		メール		
設立年月日 (和暦)	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日			
法人の全事業の 種類・名称・職員数				
助成事業を実施する施設				
フリガナ			職員数	利用者 定員
施設名			名	名
フリガナ				
施設代表者の 役職・氏名				
施設の種類			設立年月日 (和暦)	年 月 日
前身の施設の 名称と種類	(施設名)	(種類)	設立年月日 (和暦)	年 月 日
ふりがな 施設の所在地	〒	TEL		
		FAX		
		メール		

この助成要望書に係る担当者	役職名	
	ふりがな	
	氏名	
	TEL	
	FAX	
	メール	
助成を受けて行う事業名称	簡潔に	
事業実施予定(和暦)	令和 年 月(～ 令和 年 月) (令和9年4月～翌年3月までの期間内で記入)	
①事業費総額		円 * 税込みで記入してください。
②助成申請額	0 0 0	円 * 助成申請要項の4～7頁を参照 * 上限：事業費総額の4分の3以内(千円未満切り捨て) 注) 募金実績によっては、ご要望に沿えないことがありますので、ご了承ください。
① - ②自己資金		円 * 手持資金を記入してください。 注) 他の団体からの助成による財源の充當が見込まれる事業は対象になりません。ただし、経費の明確な区分が行われることを条件に、公的な補助や他の団体からの助成を受けていても助成対象とする場合があります。

申請事業の資金計画 (支出の部は事業実施に必要な全ての費用を記入してください)

	費目	内容(積算根拠等)	金額(円)
収入の部	②助成申請額		,000
	①-②自己資金		
	合計(①事業費総額)		
支出の部			
		合計(①事業費総額)	

1 助成を要望する事業について

(1) 助成を受けて行う事業	具体的 内容			
	対象者		対象者の分類	ア. 高齢者 イ. 障がい児・者 ウ. 児童・青少年 エ. その他(            )
	利用頻度	助成金事業の1回あたりの利用者数 _____ 名 × 年間利用回数 _____ 回 ＝助成金事業の年間総利用者数 ( _____ 名)		
(2) 要 望 理 由	現 状 申請事業の現在の状況等を詳しく記入してください。			
	助成申請の理由 目的・必要性・緊急性等を記入してください。			
	助成申請事業の期待される効果			

(地区募金会使用書類)

令和8年5月 日

## 推 薦 書

上記の申請者は共同募金の助成対象者として適当なものと認められますのでこの申請を受理されるよう推薦いたします。

\_\_\_\_\_地区募金会

会長 \_\_\_\_\_

(代表者印の押印は不要です。)

## 添付書類一覧表

添付した書類には下表の番号を記載したインデックスを付してください。

添付した書類は、□に✓を記入し、添付がない場合は、□に斜線を入れてください。		
申請法人に 関する書類	□	1 定款又は寄付行為（法人の最新のもの）
	□	2 令和8年度 事業計画書・予算書（法人全体）
	□	3 令和7年度 資金収支計算書・事業活動計算書（法人全体）
	□	4 令和7年度 貸借対照表・財産目録（法人全体）
	□	5 令和7年度 事業報告書（法人全体）
	□	6 （様式6）助成申請に係る参考資料
	□	7 施設案内（事業内容、規模、地図等が記載されたもの） （ホームページをプリントアウトしたものでも可）
	□	8 見積書（申請時は、1社で可）（日付・宛先・定価・値引き・ 消費税が明記されたもの）
	□	9 上記3～6は、令和8年____月____日に提出します。 ※ただし、「社会福祉施設入所者支援事業費」の申請には、上記1～8 の添付は不要です。
地区募金会 使用書類	□	10 推薦書（何も記入せず、必ず添付してください）
添付書類は、番号順に重ね、本状を添付書類の上に添えて、左側を紐で綴じてください。		

(社会福祉団体用)

## 令和 8 年度 (令和 9 年度実施事業対象) 共同募金助成申請書 (事業費)

提出日：令和 8 年 5 月 日

社会福祉法人大阪府共同募金会会長 様

法人・団体の概要			
フリガナ			註) 一般社団法人・一般財団法人の場合、非営利型法人でなければ申請することができません。
法人・団体名			
フリガナ			
代表者 役職・氏名			
所在地	〒	TEL	
		FAX	
		メール	
設立年月日 (和暦)	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		
法人・団体の全事業 の種類・名称・ 職員数			
この助成要望書 に係る担当者	役職名		
	フリガナ		
	氏名		
	TEL		
	FAX		
	メール		
助成を受けて 行う事業名称	簡潔に		
事業実施予定 (和暦)	令和 年 月 (～ 令和 年 月) (令和 9 年 4 月～翌年 3 月までの期間内で記入)		

①事業費総額									円	* 税込みで記入してください。
②助成申請額						0	0	0	円	* 助成申請要項の8~9頁を参照 * 上限：事業費総額の4分の3以内(千円未満切り捨て) 注) 募金実績によっては、ご要望に沿えないことがありますので、ご了承ください。
① - ②自己資金									円	* 手持資金を記入してください。 注) 他の団体からの助成による財源の充当が見込まれる事業は対象になりません。ただし、経費の明確な区分が行われることを条件に、公的な補助や他の団体からの助成を受けていても助成対象とする場合もあります。

申請事業の資金計画（支出の部は事業実施に必要な全ての費用を記入してください。助成金事業が2事業ある場合は、事業ごとに記入してください。）

助成金事業①

	費目	内容（積算根拠等）	金額（円）
収入の部	②助成申請額		,000
	①-②自己資金		
	合 計（①事業費総額）		
支出の部			
	合 計（①事業費総額）		

助成金事業②

	費目	内容（積算根拠等）	金額（円）
収入の部	②助成申請額		,000
	①-②自己資金		
	合 計（①事業費総額）		
支出の部			
	合 計（①事業費総額）		

○ 助成を要望する事業について

(助成金事業が2事業ある場合は、優先順に事業ごとに記入してください。)

助成金事業①

(1) 助成を受けて行う事業	(1) 具体的内容	(詳しく記入してください。記入しきれない場合は別用紙に記入し添付してください)	
	対象者		対象者の分類
	利用頻度	助成金事業の1回あたりの利用者数 _____ 名 × 年間利用回数 _____ 回 = 助成金事業の年間総利用者数 _____ 名	
(2) 要望理由	現状		
	助成申請の理由		
	助成申請事業の期待される効果		

助成金事業②

(1) 助成を受けて行う事業	(1) 具体的内容	(詳しく記入してください。記入しきれない場合は別用紙に記入し添付してください)	
	対象者		対象者の分類
	利用頻度	助成金事業の1回あたりの利用者数 _____ 名 × 年間利用回数 _____ 回 = 助成金事業の年間総利用者数 _____ 名	
(2) 要望理由	現状		
	助成申請の理由		
	助成申請事業の期待される効果		



## 添付書類一覧表

添付した書類には下表の番号を記載したインデックスを付してください。

添付した書類は、□に✓を記入し、添付がない場合は、□に斜線を入れてください。	
申請法人・団体 に関する書類	<input type="checkbox"/> 1 定款又は寄付行為（法人・団体の最新のもの）
	<input type="checkbox"/> 2 令和8年度 事業計画書・予算書（法人・団体全体）
	<input type="checkbox"/> 3 令和7年度 資金収支計算書・事業活動計算書（法人・団体全体）
	<input type="checkbox"/> 4 令和7年度 貸借対照表・財産目録（法人・団体全体）
	<input type="checkbox"/> 5 令和7年度 事業報告書（法人・団体全体）
	<input type="checkbox"/> 6 （様式6）助成申請に係る参考資料
	<input type="checkbox"/> 7 法人・団体案内（事業内容、規模、地図等が記載されたもの） （ホームページをプリントアウトしたものでも可）
	<input type="checkbox"/> 8 上記3～6は、令和8年____月____日に提出します。
□ 添付書類	<input type="checkbox"/> 9 見積書（申請時は1社で可）（日付・宛先・定価・値引き・消費税が明記されたもの）
	<input type="checkbox"/> 10 詳細がわかるカタログ・パンフレット（価格表を含む）（付箋・印を記入）
添付書類は、番号順に重ね、本状を添付書類の上に添えて、左側を紐で綴じてください。	

令和8年度(令和9年度実施事業対象)

## 共同募金助成申請書

令和8年5月 日			
社会福祉法人大阪府共同募金会 会長様			
所在地	〒		
事業種別	法人設立年月	事業開始年月	連絡先
社会福祉協議会	年 月	年 月	TEL
			FAX
			Eメール
社会福祉協議会名		会長名	
助成の内容			
目的分類	助成申請額(助成申請額は千円単位です。)		
	共同募金(円)	地域歳末たすけあい(円)	
1. 日常生活支援	,000	,000	
2. 社会参加・まちづくり支援	,000	,000	
3. 社会福祉施設支援	,000	,000	
4. その他の地域福祉支援	,000	,000	
5. 災害対応・防災	,000	,000	
助成申請額合計	,000	,000	
添付書類(☑チェックして下さい)		該当に○を付けて下さい。	
<input type="checkbox"/> 令和8年度事業計画書・予算書 <input type="checkbox"/> ①令和7年度事業報告書・決算書 (①は、令和8年 月 日に提出します。)		<input type="checkbox"/> 介護保険指定事業者(該当する・該当しない)	
		担当者	
		職名・氏名	
推薦書			
上記の者は共同募金の助成対象者として適当なものと認められますのでこの申請を受理されるよう推薦いたします。			
令和8年5月 日			
_____ 地区募金会			
会長 _____			

## 助成申請に係る参考資料

申請法人・団体名 \_\_\_\_\_

申請施設名 \_\_\_\_\_

○令和7年度貸借対照表(決算書)の次期繰越活動増減差額(次期繰越金)の金額及びその使用計画

	金額(円)	使用計画
申請法人・団体 全体		

○申請施設の法人全体、または申請社会福祉団体が、過去5年間に大阪府共同募金会が取り扱った助成金及びそれ以外から助成金を受けた事業の実績

※年度の新しいものから記入し、過去5年間に上記の助成がない場合は、「助成歴なし」と明記してください。

	助成対象事業 の実施年度 (和暦)	助成団体名	助成事業内容	事業費総額(円)	助成金額(円)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

# 大阪府共同募金会 地区募金会一覧

※受付は17時迄です。

地区募金会名	郵便番号	所在地	TEL	FAX
北 地区募金会	530-0026	大阪市北区神山町15-11 区在宅サービスセンター内 区社会福祉協議会気付	06-6313-5566	06-6313-2921
都 島 "	534-0021	大阪市都島区都島本通3-12-31 ふれあいセンターみやこじま内 区社会福祉協議会 地域支援担当気付	06-6929-9500	06-6929-9504
福 島 "	553-0001	大阪市福島区海老江6-2-22 区社会福祉協議会 地域支援担当気付	06-6454-0531	06-6454-6331
此 花 "	554-0002	大阪市此花区伝法3-2-27 区社会福祉協議会気付	06-6462-1224	06-6462-1984
中 央 "	542-0062	大阪市中央区上本町西2-5-25 ふれあいセンターもも内 区社会福祉協議会気付	06-6763-8139	06-6763-8151
西 "	550-0013	大阪市西区新町4-5-14 区役所合同庁舎6階 区社会福祉協議会 地域支援担当気付	06-6539-8075	06-6539-8073
港 "	552-0007	大阪市港区弁天2-15-1 区社会福祉協議会気付	06-6575-1212	06-6575-1025
大 正 "	551-0013	大阪市大正区小林西1-14-3 区社会福祉協議会 地域支援担当気付	06-6555-7575	06-6555-0687
天 王 寺 "	543-0074	大阪市天王寺区六万休町5-26 区在宅サービスセンターゆうあい内 区社会福祉協議会 地域支援担当気付	06-6774-3377	06-6774-3399
浪 速 "	556-0011	大阪市浪速区難波中3-8-8 区社会福祉協議会気付	06-6636-6027	06-6636-6028
西 淀 川 "	555-0013	大阪市西淀川区千舟2-7-7 区社会福祉協議会気付	06-6478-2941	06-6478-2945
淀 川 区 "	532-0005	大阪市淀川区三国本町2-14-3 区在宅サービスセンターやすらぎ内 区社会福祉協議会気付	06-6394-2900	06-6394-2978
東 淀 川 "	533-0022	大阪市東淀川区菅原4-4-37 区在宅サービスセンターほほえみ内 区社会福祉協議会 地域支援担当気付	06-6370-1630	06-6370-7330
東 成 "	537-0013	大阪市東成区大今里南3-11-2 区在宅サービスセンター内 区社会福祉協議会気付	06-6977-7091	06-6977-7038
生 野 "	544-0033	大阪市生野区勝山北3-13-20 区社会福祉協議会気付	06-6712-3101	06-6712-3001
旭 "	535-0031	大阪市旭区高殿6-16-1 区在宅サービスセンター内 区社会福祉協議会気付	06-6957-2200	06-6957-7282
城 東 "	536-0005	大阪市城東区中央2-11-16 区社会福祉協議会気付	06-6936-1153	06-6936-1154
鶴 見 "	538-0051	大阪市鶴見区諸口5-浜6-12 区在宅サービスセンター内 区社会福祉協議会気付	06-6913-7070	06-6913-7676
阿 倍 野 "	545-0037	大阪市阿倍野区帝塚山1-3-8 区社会福祉協議会気付	06-6628-1212	06-6628-9393
住 之 江 "	559-0013	大阪市住之江区御崎4-6-10 区社会福祉協議会気付	06-6686-2234	06-6686-0400
住 吉 "	558-0021	大阪市住吉区浅香1-8-47 区社会福祉協議会気付	06-6607-8181	06-6692-8813
東 住 吉 "	546-0031	大阪市東住吉区田辺2-10-18 さわかセンター内 区社会福祉協議会気付	06-6115-8236	06-6115-8260
平 野 "	547-0043	大阪市平野区平野東2-1-30 区在宅サービスセンター内 区社会福祉協議会気付	06-6795-2525	06-6795-2929
西 成 "	557-8501	大阪市西成区岸里1-5-20 区合同庁舎8階 区社会福祉協議会気付	06-6656-0080	06-6656-0668
堺 "	590-0078	堺市堺区南瓦町2-1 市総合福祉会館内 市社会福祉協議会 総務課気付	072-232-5420	072-221-7409
岸 和 田 "	596-0076	岸和田市野田町1-5-5 市立福祉総合センター内 市社会福祉協議会気付	072-437-8854	072-431-1500
豊 中 "	561-0881	豊中市中桜塚2-29-31 地域共生センター東館2階 市社会福祉協議会 総務課 団体支援係気付	06-6841-7335	06-6848-1005
池 田 "	563-0025	池田市城南3-1-40 市保健福祉総合センター内 市社会福祉協議会 総務課気付	072-751-0421	072-753-3444
吹 田 "	564-0072	吹田市出口町19-2 市立総合福祉会館内 市社会福祉協議会気付	06-6339-1205	06-6170-5800
泉 大 津 "	595-0026	泉大津市東雲町9-15 市立総合福祉センター内 市社会福祉協議会 地域総務課気付	0725-23-1393	0725-23-1394
高 槻 "	569-0065	高槻市城西町4-6 市地域福祉会館内 市社会福祉協議会 地域共生推進課気付	072-674-7497	072-661-4901
貝 塚 "	597-0072	貝塚市島中1-18-8 保健・福祉合同庁舎3階 市社会福祉協議会気付	072-439-0294	072-439-0035
守 口 "	570-0083	守口市京阪本通2-5-5 市役所7階 市社会福祉協議会気付	06-6992-2715	06-6998-3201
枚 方 "	573-1191	枚方市新町2-1-35 ラポールひらかた内 市社会福祉協議会 総務課気付	072-844-2443	072-807-5779
茨 木 "	567-0885	茨木市東中条町2-13 市合同庁舎5階 市社会福祉協議会気付	072-627-0033	072-627-0434
八 尾 "	581-0003	八尾市本町2-4-10 社会福祉会館内 市社会福祉協議会 総務課総務グループ気付	072-991-1161	072-924-0974
泉 佐 野 "	598-0002	泉佐野市中庄1102 市社会福祉協議会 総務グループ気付	072-464-2259	072-462-5400
富 田 林 "	584-0043	富田林市南大伴町4-4-1 市立コミュニティセンターがりの郷内 市社会福祉協議会 地域支援課気付	0721-20-6070	0721-20-6075
寝 屋 川 "	572-8566	寝屋川市池田西町24-5 市立池の里市民交流センター内 市社会福祉協議会気付	072-838-0400	072-838-0166
河内長野 "	586-0033	河内長野市喜多町663-1 イズミヤ河内長野店 4階内 市社会福祉協議会 地域福祉課気付	0721-65-0133	0721-65-0143
松 原 "	580-0043	松原市阿保1-1-1 市役所東別館内 市社会福祉協議会 総務課 生活支援係気付	072-333-0294	072-335-0294
大 東 "	574-0037	大東市新町13-13 市立総合福祉センター内 市社会福祉協議会気付	072-874-1082	072-874-1828
和 泉 "	594-0071	和泉市府中町4-20-4 総合福祉会館内 市社会福祉協議会 総務課総務係気付	0725-43-7513	0725-41-3154
箕 面 "	562-0036	箕面市船場西1-11-35 市総合保健福祉センター分館内 市社会福祉協議会 総務課気付	072-749-1109	072-727-3590
柏 原 "	582-0018	柏原市大東4-15-35 市立健康福祉センターオアシス内 市社会福祉協議会 総務課総務係気付	072-972-6786	072-970-3200
羽 曳 野 "	583-8585	羽曳野市菅田4-1-1 市立総合福祉センター内 市社会福祉協議会 総務・地域福祉 総務担当気付	072-958-2315	072-958-3853
門 真 "	571-0064	門真市御堂町14-1 市保健福祉センター内 市社会福祉協議会気付	06-6902-6453	06-6904-1456
摂 津 "	566-0022	摂津市三島2-5-4 市立地域福祉活動支援センター内 市社会福祉協議会 地域福祉課気付	06-4860-6460	06-6383-9102
高 石 "	592-0011	高石市加茂4-1-1 市役所別館1階 市社会福祉協議会気付	072-261-3656	072-261-9375
藤 井 寺 "	583-0035	藤井寺市北岡1-2-8 市立福祉会館内 市社会福祉協議会気付	072-938-8220	072-938-8221
東 大 阪 "	577-0054	東大阪市高井田元町1-2-13 市社会福祉協議会気付	06-6789-5550	06-6789-2924
泉 南 市 "	590-0521	泉南市樽井1-8-47 市総合福祉センター内 市社会福祉協議会気付	072-482-1027	072-482-1618
四 條 畷 "	575-0043	四條畷市北出町3-1 市市民活動センター内 市社会福祉協議会気付	072-878-1210	072-878-6888
交 野 "	576-0034	交野市天野が原町5-5-1 市立保健福祉総合センター内 市社会福祉協議会気付	072-895-1185	072-893-6423
大阪狭山 "	589-0021	大阪狭山市今熊1-85 市社会福祉協議会 総務地域課気付	072-367-1761	072-366-7407
阪 南 "	599-0201	阪南市尾崎町1-18-15 市地域交流館内 市社会福祉協議会気付	072-472-3333	072-471-7900
島 本 "	618-0023	三島郡島本町桜井3-4-1 町ふれあいセンター内 町社会福祉協議会気付	075-962-5417	075-962-6325
豊 能 "	563-0102	豊能郡豊能町東ときわ台1-2-6 保健福祉センター内 町社会福祉協議会気付	072-738-5370	072-738-0524
能 勢 "	563-0341	豊能郡能勢町宿野114 町社会福祉協議会気付	072-734-0770	072-734-2623
忠 岡 "	595-0813	泉北郡忠岡町忠岡南1-9-15 町総合福祉センター内 町社会福祉協議会気付	0725-31-1666	0725-31-3555
熊 取 "	590-0451	泉南郡熊取町野田1-1-15 町立老人福祉センター(熊取いきいきセンター)1階 町社会福祉協議会気付	072-452-6001	072-452-2658
田 尻 "	598-0091	泉南郡田尻町嘉祥寺883-1 総合保健福祉センター内 町社会福祉協議会気付	072-466-5015	072-466-8899
岬 "	599-0303	泉南郡岬町深日3238-24 町社会福祉協議会気付	072-492-0633	072-492-5701
太 子 "	583-0991	南河内郡太子町大字春日963-1 町社会福祉協議会気付	0721-98-1311	0721-98-2111
河 南 "	585-0014	南河内郡河南町大字白木1359-6 町役場内 町社会福祉協議会気付	0721-93-6299	0721-93-5299
千早赤阪 "	585-0042	南河内郡千早赤阪村大字二河原辺8-1 村立いきいきサロンくすのき内 村社会福祉協議会気付	0721-72-0294	0721-70-2037

(2026. 3. 1現在)

愛ちゃんと希望くん



©中央共同募金会

## 「令和8年度大阪府共同募金会助成申請要項」

発行：令和8年4月

社会福祉法人 大阪府共同募金会

〒542-0065

大阪市中央区中寺 1-1-54

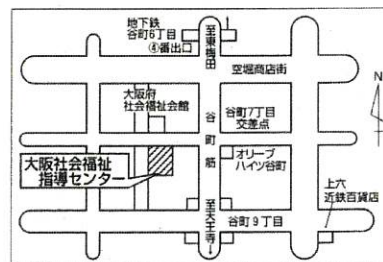
大阪社会福祉指導センター2階

TEL 06-6762-8717

FAX 06-6762-8718

メール ai-kibou@akaihane-osaka.or.jp

URL <https://akaihane-osaka.or.jp>



### 〈交通機関〉

- 地下鉄谷町線 谷町6丁目下車南西④番出口より南へ
- 地下鉄長堀鶴見緑地線 3つ目の信号(谷7交差点)を西へ
- 地下鉄千日前線 谷町9丁目下車北西②番出口より北へ3つ目の信号(谷7交差点)を西へ

問い合わせは…[大阪府共同募金会事務局まで]